

【頂いた主なご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方について】

頂いた主なご意見の概要	国土交通省の考え方
【特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示】 第一第一号イ及び第二号イ中に規定するめりこみの許容応力度については、 ・ 使用上の支障となる変形が起こらない場合にあっては、長期に生ずる力（積雪時を除く。）に対する許容応力度は当該数値に十一分の十五を乗じて得た数値 ・ 積雪時の構造計算をするにあたっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に一・三（使用上の支障となる変形が起こらない場合にあっては十一分の十五とすることができる）を乗じて得た数値 ・ 短期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に〇・八（使用上の支障となる変形が起こらない場合にあっては一・〇とすることができる）を乗じて得た数値とすべきである。	貴見を踏まえ改正いたします。